

## 【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	児童クラブ利用申込書（児童台帳）
実施機関の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育指導部 社会教育課
個人情報ファイルの利用目的	児童クラブ利用に係る入所審査、保護者への連絡に利用するため。
個人情報の記録項目	1：住所、2：保護者名、3：児童名、4：性別、5：児童生年月日、6：在籍学校名、7：学年、8：兄弟姉妹の利用申込状況、9：利用児童の健康状態、10：同居家族の名前、11：同居家族と児童との続柄、12：同居家族の生年月日、13：同居家族の勤務先、14：同居家族の通勤時間、15：同居家族の連絡先、16：祖父母の氏名、17：祖父母と児童との続柄、18：祖父母と保護者の同居状況、19：祖父母の住所、20：祖父母の連絡先、21：緊急連絡先、22：児童の送迎する者の氏名
記録される個人の範囲	児童クラブの利用申込をした者
記録情報の収集方法	本人からの申込
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。